

令和5年度 熊本県国土利用計画審議会議事録

- 1 日時 令和6年2月7日(水)10時00分開会、11時50分閉会
- 2 場所 ホテル熊本テルサ 1階「テルサルーム」
- 3 出席した委員 別紙1のとおり
- 4 説明のため出席した職員 別紙2のとおり 16名
- 5 会議の成立
委員総数19名中14名の出席があり、熊本県国土利用計画審議会条例(以下「条例」という。)第5条第3項の規定により、会議は有効に成立した。
- 6 審議された案件及びこれに対する審議の結果

審議された案件	根拠法令等	審議の結果
国土利用計画法第9条の規定に基づき定められている土地利用基本計画の変更(別添会議資料のとおり)	国土利用計画法第9条第14項において準用する同条第10項	

【審議会の概要】

1 開 会

桑原審議員の司会により、審議会の開会と審議会の成立の報告がなされた。

2 挨拶

開会にあたり永友地域・文化振興局長が挨拶を行った。

3 議 事

(1) 会長の選出及び会長代理の指名

(地域振興課 桑原審議員)

議事(1)会長の選出及び会長代理の指名に入ります。当審議会は、改選に伴いまして、現在会長が不在となっております。そこで会長を選出する必要がありますが、熊本県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長は委員の互選によるとなっております。どなたか自薦又は他薦はございませんか。

(地域振興課 桑原審議員)

それでは、自薦又は他薦がないようですので、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(地域振興課 久保田課長)

事務局といたしましては、熊本県不動産鑑定士協会の会長を務めておられます塩本委員にお願いできればと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

はい。

(地域振興課 桑原審議員)

皆様から賛同のお声が上がりましたので、塩本委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(塩本委員)

はい。

(地域振興課 桑原審議員)

ありがとうございます。塩本委員に今期の熊本県国土利用計画審議会会長をお願いすることになりました。

塩本会長には、会長席にお着きいただきまして、これよりの議事進行をお願いしたいと思います。

(塩本議長)

僭越ではございますが、ただいま、国土利用計画審議会の会長に選出いただきました塩本でございます。

審議会の円滑な運営及び円滑な進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ委員の皆様方も御協力をお願いします。よろしく願いいたします。

(塩本議長)

それではまず初めに、会議次第の3(1)には、会長代理の指名とあります。参考資料1の2ページを拝見しますと、審議会条例第4条第4項によれば、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとなっていますので、代理を指名させていただきます。

会長代理は、本日、御欠席されておりますが、防災分野が御専門の竹内委員をお願いしたいと思います。皆様、よろしく願いいたします。

以上で、会長代理の指名を終わります。

(2) 国土利用計画審議会の概要等についての説明

(3) 熊本県土地利用基本計画(計画図)の変更

(4) 県内のメガソーラーの状況及び再エネ促進区域の設定に関する県基準についての説明

(塩本委員)

会議次第に従いまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局より、以下の資料について説明。)

・資料1 熊本県土地利用基本計画(計画図)の変更(案)について

別添 **【報告事項】森林地域の縮小**

・参考資料1 熊本県国土利用計画審議会の概要等

・参考資料2 県内のメガソーラーの状況及び再エネ促進区域の設定に関する県基準について

(塩本議長)

ただいま、事務局から森林地域の縮小に関する報告とメガソーラー等についての説明がありました。まずは、森林地域の縮小について質問をお受けし、その後、メガソーラー等につ

いての質問をお受けします。

まず、森林地域の縮小についてです。事務局から説明がありましたが、当審議会は個別の開発案件の適否を議論する場ではなく、土地利用基本計画の各地域、つまり、ゾーニングの変更の適否を議論する場です。特に今回は、森林地域の縮小案件のみで諮問事項ではなく、皆様に報告内容について意見を求めるものではありません。その点を御理解の上、何か質問があれば、挙手の上、聞いていただければと思います。

それではどなたかご質問はありますか。

(磯田委員)

資料1別添のA3資料の見方についての質問です。一番大きい高森森林地域で言うと、農業地域が58ha、森林地域が58ha、変更後は農業地域が58ha、森林地域がゼロになると思いますが、それを図で教えてください。

(堀主幹)

資料左下に変更区域図という図面を載せています。今回、森林地域を縮小するのは図面の黄色で囲んでいる部分です。図面の緑色で示しているところが森林地域です。ですから、黄色で囲んでいる部分の内側を見ていただくと、緑がかった状況にあります。この緑色が森林地域です。

一方、農業地域について、森林地域を縮小する58haがすべて農業地域にもかかっているというところですが、図を見ていただくと分かりにくいですが、全体に黄色味がかっています。今見ていただいている高森町の変更地域の全体がすべて農業地域に含まれています。

この資料を見ていただくと、黄色が濃いところがありますが、これはいわゆる農用地区域です。規制が厳しい農業振興地域の中の農用地区域です。ここが御覧いただいている資料の黄色が濃いところ です。

(磯田委員)

要は、黄色で囲った面積が58haということでしょうか。

(堀主幹)

はい。

(磯田委員)

その中で、森林地域としてはゼロになり、農業地域としては残るという意味なのですか。

(堀主幹)

はい。

(藤本委員)

今の質問に関連してですが、変更する面積は全部で185ヘクタールと報告を受けました。

先ほど、会長から話があった通り、全体の中身を見ていくものと思います。要は高森地域（高森町）に森林地域が何 ha あり、その内、今回 58ha 減った、何%減ったといった数字があれば、今のような質問にならないのではないのでしょうか。この審議会の果たす役割としては、県全体で森林地域がどれだけあって、そこからこれだけしか減ってないから大丈夫なのですと、全体の中からこれだけ減ったといった表現の方が良いと思います。

（堀主幹）

はい。来年以降の資料作成の際に、工夫して作成していきます。

なお、県全体の面積については、資料 1 の 1 ページに掲載しています。

（塩本議長）

他に質問はありませんか。

（坂本浩委員）

まだ少し理解できていません。整理番号 1 のページで言うと、都市地域、農業地域、森林地域がそれぞれ 27ha となっています。全体面積が 27ha で、そこは都市地域、農業地域、森林地域でもあり、それが今回変更することで、森林地域から外れるということで良いですか。

（堀主幹）

はい。そういうことです。森林地域が開発により森林ではなくなるため、地域森林計画対象民有林からはずす、森林地域ではなくなるということです。

一方で、都市地域や農業地域についてはそのままです。

（坂本浩委員）

ソーラーの面積は何 ha ですか。要は、どこが森林地域ではなくなるのですか。

（森林保全課 森本主幹）

全体での開発面積は、約 30ha です。

（坂本浩委員）

整理番号 1 の現況写真に赤で囲ってある部分と 27ha の関係は何ですか。

（森林保全課 森本）

この赤で囲っている部分は、事業区域面積です。ソーラーパネルや調整池などの開発する面積と残置森林といって残す森林、さらにその他森林地域以外の部分も含むため、全てで約 46ha です。

（坂本浩委員）

上部に土地利用計画図があり、残置森林が示されており、森林が残る部分もあると思うの

ですが、減少する森林地域はどの部分で、現況写真の赤で囲ってある部分は何を意味していて、全体のうちの残置森林が何なのかというところで混乱してしまいます。

（磯田委員）

土地利用計画図に変更区域図の黄色が重ねて書いてあると分かるのですが。

（堀主幹）

現況写真を見ていただき、赤で囲っている部分は事業区域全体の面積です。この中で、森林ではなくなった面積が 27ha です。

左下の変更区域図を見ていただき、黄色で囲っている部分が 27ha です。したがって、現況写真の赤で囲っている部分は、黄色で囲っている部分の外側、事業区域面積ということになります。

（坂本浩委員）

パネルが設置されているところは、都市地域や農業地域であり続けるということですか。

（北本主事）

はい。

（塩本委員）

では、残置森林は森林地域の縮小面積に入らないということですか。

（堀主幹）

はい。残置森林は縮小面積に入りません。

（塩本議長）

ほかに質問はありますか。

（坂本真理子委員）

県のアセス条例では 20ha 以上はアセスにかかると思いますが、今回の 27ha の案件はアセスにかかったのですか。

（森林保全課 森本主幹）

担当は、環境保全課になりますが、今回の案件はすべてアセスの対象ではないと聞いています。

（坂本真理子委員）

パネルが設置されている部分は 20ha 以下だったということですか。

（森林保全課 森本主幹）

20ha 以上というアセスの要件は令和 2 年 10 月からの適用です。そのため、要件適用前に許可等されたものは、アセスの対象ではなく、今回の全ての案件は、対象になっていないと思われま

（坂本真理子委員）

分かりました。

また、ハザードマップを示していただかないと環境保全や水の確保、地すべりの状況等について意見が言えないため、次回からハザードマップ上での位置を示していただければと思います。

2020 年の熊本豪雨災害以降、土地の水の保水力が非常に低下しており、球磨郡の地域では、湿地が乾燥している場所がかなりあり、動植物に影響を与えています。今後も球磨地域に限らず、降雨が熱帯系になり、勢い強く雨が降ることで落葉層を全て払ってしまうと、山の保水力が低くなります。今回の許可が出たところを幾つか見ると、山のピーク周辺が開発されており、ピーク周辺が開発されると、幾つもの谷が全て影響を受けます。雨が降った際に、一気に流れ落ちて山が保水できないことが生じると思います。ゾーニングによって今後はチェックが少し厳しくなると思いますが、この審議会は報告事項としての扱いなので、森林審議会でそのような点をよくチェックいただきたいと思

（堀主幹）

資料づくりについて、来年の資料からハザードマップをつけるなど、分かりやすい資料づくりに努めて参ります。

（森林保全課 森本主幹）

保水力の件について話をすると、林地開発の概要の所で説明しましたが、森林が開発されることによる水害の防止という観点で、調整池を必ず作るようになっています。森林が持つ機能の一部代替として水が一気に流れないように、一時的に水を溜めるという機能で調整池を作っているため、保水力が確保されているということで許可をしています。当然、森林審議会でもそのような説明のうえ、許可相当の答申をいただいています。

（坂本真理子委員）

保水力の件でもう 1 点あります。森林審議会で許可をされる際に条件を付すことができるとありますが、太陽光パネルを設置し、パネル下に植物が全くなると、そのパネルの場所の保水力がものすごく低下します。このような問題はどうしても考える必要があります。メガソーラーの設置とうまく協調するためには、パネルの下に保水層ができるような工事を促していただきたいと思

（森林保全課 森本主幹）

太陽光パネルの下について、当方は保水力というより土砂の流出をかなり懸念しています。その関係で、種子吹きつけなどで緑化をすることが一般的な方法です。中には、チップを撒くなどもあります。そのようなところで一定の保水力を保ちながら、土砂流出も含めて指導しています。

（坂本真理子委員）

緑化について、在来種で緑化するというのをチェックしていただきたいと思います。さらに、土砂流出のために人工芝を使うといったように人工的なものを使うと、プラスチック問題に発展するため、そのような点も考えていただきたいと思います。

（塩本議長）

他にご質問はありますか。

（原委員）

参考資料 2 でメガソーラーの状況を記載されていますが、今回の 10 件の報告事項の案件は、令和 4 年に新たに稼働した案件ということで当該資料の中に入っているのですか。

（エネルギー政策課 久多見主幹）

今回報告の案件は、全て令和 4 年度中に開発完了しているため、基本的には、令和 4 年度の稼働件数の中に数字が入っているものと理解しています。

（原委員）

この表で、令和 3 年から令和 4 年にかけて 11 件増えています。この 11 件の増えた中の 10 件がこの報告事項に入っているという理解でよろしいですか。

（エネルギー政策課 久多見主幹）

ほぼそうであると思いますが、稼働件数や認定件数は多少のプラスマイナス込みで上がる部分、下がる部分があります。稼働件数は基本的に積み上げであります。稼働が止まっているものが絶対にはいえません。ただ、FIT で始まったものは一定の期間事業をやるのが一般的なため、この期間に稼働停止したものはないかと思います。そのため、原委員の御指摘のような理解で良いと思います。

（原委員）

県民の心配は、稼働後の管理や事業停止になった時の撤去の問題だと思います。ここ数年間で、放置された例や管理がうまくいっていない例がありますか。

（エネルギー政策課 久多見主幹）

現在、実際に問題が顕在化している、県の方に何らかの通報を受けているという案件はあ

りません。ただ、規模の小さなもの、メガソーラーよりも少し小さいクラスのものほど、いわゆる野良ソーラー化が懸念されると思っています。今年度は低圧の太陽光施設についてアンケート調査を行いながら、実態把握を始めている状況です。

（山口委員）

メガソーラーについては、基準を設けて導入されていると思いますが、昨年2月に阿蘇の地元市町村で作る世界文化遺産を目指す協議会において、景観配慮ガイドラインを作成し、草原の中にメガソーラーを作らないよう事業者呼びかけを決めました。そのような取り組みや再エネのゾーニングなどは阿蘇のカルデラの景観の保全に効果があるのですか。

また、高森の58ha 森林が縮小する地域は、ゾーニングの保全エリアの外にあるのですか。

（エネルギー政策課 久多見主幹）

阿蘇の方のメガソーラーは、このゾーニングの基準で言うと、保全エリアの外にあります。先ほど示したゾーニング図面の中でも阿蘇エリアは色濃く塗ってあります。これは、自然公園の観点や世界文化遺産の構成資産の及ぶ範囲などを当然加味したうえで設定しています。この観点から言うと、事業者側も何も考えずに設置されたということはもちろんありません。ただ、もう少し広い意味で言うと、世界文化遺産の範囲についても様々な議論があっていることも承知していますし、その範囲の外にあるからといって直ちに許されるかと言うとそうではないとも思っています。ただ、県のゾーニングの考え方として見た時は、保全エリアの中ではないことは確認しています。

（山口委員）

上空からの写真を見ても、緑の中に虫食いのようにソーラーが配置されているような印象を受けます。阿蘇においては世界文化遺産を目指す流れを大事にする方向で調整して欲しいと思います。

（磯田委員）

参考資料2の2ページにおいて、メガソーラーの認定の1件というのは何を指しているのですか。

再エネ促進区域の県基準はいつ作られたのですか。また、市町村はどの程度計画を作っているのですか。

（エネルギー政策課 久多見主幹）

まず、メガソーラーの件数の件についてです。この件数というのは、いわゆる固定価格買取制度の計画の認定件数というところをベースに作っています。例えば、1つの発電所で何メガ発電するというような計画単位で1件という形です。それがどれだけ実働しているかという対比を示しています。

(磯田委員)

小さくても大きくても1件なのですか。

(エネルギー政策課 久多見主幹)

FITの事業計画認定の単位ごとになります。ごく稀にありますのが、小規模な案件がほぼ同じような住所地に並び、実態としてはメガソーラーのような形として運用されているものです。この参考資料における認定件数は、事業計画単位で1000kwを超えるメガソーラーとなっているものです。

次に県基準についてです。県基準の設定のプロセスは、参考資料2の5ページで示しましたが、令和5年度の9月議会の特別委員会に報告しました。なお、それに至る事業は令和3年度から進めていました。

実際に県基準を定めてからの市町村の動きですが、球磨村が一番検討を深めています。球磨村では、陸上風力発電に関する促進区域の設定を検討されています。順当にいけば、年度内に促進区域の設定に至るのではというところまで検討されています。また、直接、法が予定する促進区域というわけではないですが、天草市が条例上で、再エネを促進するエリアと抑制するエリアを定めています。その条例上、促進するエリアの設定にあたって、県のゾーニング結果を活用するというような運用をされています。現状は、今後導入がより進むと思われる風力発電の分野で促進区域の検討が進められている市町村が多いという印象です。

(塩本議長)

他に質問はありますか。

(田浦委員)

以前、南関町で太陽光パネル設置事業が行われた際、事業主が県の指導に従わずに、大量の土砂を流出させたということがあったようですが、林地開発許可制度に設けられている罰則が実際に執行された例があるのですか、また、抑止力があるのですか。

(森林保全課 森本主幹)

南関町のメガソーラーについては、行政指導を行っています。実際に行政指導を超えて、是正措置を行った事例はありません。ただ、南関町の案件については、災害後、調整池などを作られ、現状、ほぼ完成に至ったところまでできていますが、その後災害等は発生していません。そのような形で指導を行っています。

(塩本議長)

他に質問はありませんか。

(坂本浩委員)

今回の185ha森林地域が縮小されることによって、発電量はどのくらい確保されると考えられるのですか。

（エネルギー政策課 久多見主幹）

一般論で言いますと、1メガワットの発電を行うために必要な敷地面積は1～2haの間というように言われています。そこから逆算をして大体何メガワットと言うことはできます。

（坂本浩委員）

何メガワットでは分かりにくいいため、大体何万戸などで教えていただければと思います。

（森林保全課 森本主幹）

メガソーラーの林地開発の申請書を見ながら足していったところ、大体140メガワットくらいです。何世帯かで言うと、大体28,000世帯です。合志市が約26,000世帯ほどのため、合志市の人口が賄えるくらいの電力が供給されるということになるかと思っています。

（野中委員）

林地開発許可制度で現地調査を行われて許可をされるという流れになる中で、「災害の防止」や「水害の防止」といった4つの観点があると思います。その中の「環境の保全」について、残置森林を一定量残すと言われていましたが、残置森林の一定量の基準を教えて欲しいと思います。

（森林保全課 森本主幹）

基準は、開発の目的に応じて、20%～50%ほどです。太陽光発電施設の森林率（事業区域内の森林面積に対する残置森林及び造成森林面積の割合）としては25%以上となっています。残置森林率（事業区域内の森林面積に対する残置森林面積の割合）は15%以上となっています。さらに、面積が大きいものになると、周辺に残置森林を配置するようにという基準が定められています。

（野中委員）

調整池にも基準はあるのですか。

（森林保全課 森本主幹）

50年確率の雨量が降った場合に溜められるということです。場所によってかなり差はありますが、日雨量400ミリ程度の雨が降った分を溜められるということを経験して出しています。

（福原委員）

太陽光パネルについて、風水害や台風、大雨によって太陽光パネルが傷んだ場合、再度の設置ができない太陽光パネルは産廃になると思います。その産廃業者が現在はいないため、産廃についてはどのように考えているのですか。

（エネルギー政策課 久多見主幹）

経年劣化したパネルの扱いをどうするかということも議論になっており、これはもとより当県だけの問題でもないため、国の方でも具体的な検討作業も始められており、廃棄やリサイクルに関するルール作りを急いでおられます。また、県内ではまだパネル自体を受け入れる量が多くないと言うことを事業者からも聞きます。ただ、今後増えていくことが想定されるため、そのような事業の立ち上げを検討する動きがあることも聞いています。九州で言うと、北九州にパネルのリサイクル事業者がおり、先駆的な取り組みをされています。パネルについては9割9分ほど、再利用に持ち込めるところでやっている事業者も出てきているため、そのようなところに確実に繋いでいくような取組みは必要だと考えています。

（坂本真理子委員）

参考資料2の9ページ、促進区域の設定にあたって調整又は考慮を要する事項の、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響において、「レッドリスト、レッドデータブック掲載種」としか書いてありません。ここにハビタットを入れて欲しいと思います。また、熊本ふるさとの樹木も入っていないため、同じく入れていただくようお願いします。

（エネルギー政策課 久多見主幹）

この基準は不変の基準ではないと思っているため、様々な意見を受けながら良いものにしていきたいと思っています。

（藤本委員）

土地利用基本計画について、計画書は会議資料につけてありますが、計画図がありません。計画図はいただけないのですか。

（堀主幹）

現在、計画図は図面としてありませんが、土地利用基本計画の図面をホームページで誰でも閲覧できるような体制にしています。後日、ホームページのURL等をメールで御紹介します。

（塩本議長）

会議次第（5）その他について何か質問等がありますか。

（山口委員）

昨日TSMCが第2工場の熊本進出を正式に発表しました。既に半導体産業の集積が進んで、工業用地が相次ぎ出来ています。一方で、農地が工業用地にどんどん変貌しています。また、同じ農地の中でも、畜産・酪農家の飼料を栽培するための土地を借りていたが、地主から工業用地として売るため貸せないと言われたという事例も耳にするようになっていきます。つまり、工業用地と農地のバランスをどのように取っていくかというのは、県の土地行政の喫緊の重要課題になってくると思います。その辺りの認識と対応の方向性について伺いたいと思

います。

（農地・担い手支援課 中村主幹）

私どもは農業振興地域を管理しており、まだ企業が全部でどれくらい進出してくるかということも分からない状況で、企業の進出が続いているところです。県としては、農業振興と企業進出の両立というところで取り組みを行っていますが、企業が進出する中でも、農業分野では、市町村に農産計画を作っていただき、基盤整備等が行われていないような農地に企業を誘導してもらっているところです。

そのような中で、借りていた農地がなくなり、困られている農家の方々もおられるため、県の方で市町村と連携して、使われていない農地の調査を行い、そのような方とのマッチングということにも取り組んでいます。また、1月末には、マッチングで対応できないような、地元の課題もあると思われるので、そのような情報を吸い上げるために、県と市町村の連絡会議を立ち上げ、更なる課題にも、対応していくように取り組んでいるところです。

（山口委員）

農政の方の取り組みは分かりました。また、商工の方ではどんどん開発を行うようなスタンスも理解できますが、やはり、全庁的に総合調整していく機能を果たしてもらいたいと思います。現在の熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）は令和3年3月に策定されているため、この時はTSMCの菊陽町への進出は明らかになっていませんでした。進出は、この年の10月に表明されました。従って、半導体についてこの計画には入っていません。これをそのままにして残りの期間も使い続けるのか、そのようなことも含めて、総合的な土地行政の方向性、戦略を早急に持たないと、畜産・酪農家はかなり困っている、廃業も出かねない状況だと聞いているため、しっかりその辺りを認識して取り組んでいただきたいと思います。

（塩本議長）

今のご意見は、非常に貴重な意見であったと思います。県も今の意見を踏まえて検討をお願いします。

他に質問はありませんか。

無ければ私の方から質問させていただきます。当審議会として今後、諮問されるような案件を分かっている範囲で教えて欲しいと思います。

（堀主幹）

現時点で諮問案件が確定しているものはありません。ただ、今後の動きとして、新聞でも報道されましたが、阿蘇地域において、公園地域を拡大する検討もあっているところです。場合によっては来年度、阿蘇地域の公園地域の拡大を皆様に審議いただくかもしれません。

（塩本議長）

質問等が他にないようでしたら、以上で議事を終了し事務局にお返しします。

（桑原審議員）

本日報告した森林地域の縮小に係る県の土地利用基本計画の変更の案については、先ほど説明したように今後国土交通省への協議を経て、3月中に計画の変更というスケジュールで進めていきます。

以上で熊本県国土利用計画審議会を終了します。

（以上）